

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	人事委員会勧告 及び報告実施！ 確定での改善に 向け、支部・分会 から取り組みに 結集しよう。
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

2016県人勸⑧ 10.17人事委員会勧告 3年連続プラス改定を勧告！

月例給 平均503円・若年層に手厚く・現給保障者には及ばず
 一時金 0.15月のプラス(4.15月⇒4.30月) 国並み月数へ

「扶養手当見直し」 経過措置 加えるも **国通り勧告!?**
 配偶者(13,000円⇒6,500円)・子(6,500円⇒10,000円)・経過措置2年

県人事委員会(熊谷隆司 委員長)は17日、知事及び県議会議長に対し職員の給与等に対する勧告を行った。主な内容は次のとおり。

【月例給・一時金】 月例給 539円(0.15%)・一時金 0.16月の公民較差により、3年連続の引き上げ改定を勧告。月例給では、初任給をはじめ「若年層に重点を置いた改定」とし、中高年齢層は僅かな配分となる。現給保障の解消とは程遠く、勤務意欲の維持に課題が残る結果となった。一時金は0.15月引上げ、勤勉手当に配分。支給月数は国並み(4.30月)となる。これらは今年4月に遡及して実施すること勧告した。

【扶養手当見直し】 受給者に与える影響を考慮して国勧告より1年長く2年間の経過措置を設定。ただ、手当額は国に準じて見直し、2017年4月からの段階的な実施を勧告。

【諸手当】 通勤手当については、交通用具利用ではガソリン価格の動向等を、交通機関等利用では職員の遠距離通勤の実態や他県の状況等を踏まえ、それぞれ必要な検討を進めることが適当とし、改定の検討を任命権者に求めた。

3年連続のプラス改定勧告や、交通機関等利用の通勤手当の改定の必要性に言及するなど、改善となる内容を引き出したものの、扶養手当の見直しは、民間実態と乖離し、配偶者を扶養する世帯を中心に減額になるなど多くの課題が残る。県職労は引き続き確定闘争に向け、闘争態勢を強化しながら、要求実現に向け全力を挙げて取り組む。

【勧告】 ① 月例給：較差0.15%・539円(民間363,532円、職員362,993円)に基づく給料表改定

4月
遡及
実施

若年層に重点配分(最大1,500円)し、中高年齢層は一律400円の改定とする。

(給与改定額は503円(行政職給料表適用者)：給料表改定502円・はね返り1円)

② 一時金：較差0.16月(民間4.31月、職員4.15月)に基づき0.15月引上げ(勤勉手当に配分)

※再任用職員：0.05月引上げ(2.20月⇒2.25月。勤勉手当に配分)

来年
4月
実施

【扶養手当の見直し】

女性の就労をめぐる社会状況の変化や民間企業及び職員における配偶者に係る手当を巡る状況の変化等を踏まえ、下表のとおり見直し。

		2016 (現行)	2017	2018	2019	2020
配偶者	行政職7級以下	13,000円	●10,000円	●10,000円	6,500円	6,500円
	行政職8級(副部長級)	13,000円	●10,000円	●10,000円	●6,500円	3,500円
	行政職9級以上(部長級以上)	13,000円	●10,000円	●10,000円	●6,500円	(支給しない)
子		6,500円	●8,000円	●8,000円	10,000円	10,000円
父母等	行政職7級以下	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	行政職8級(副部長級)	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	3,500円
	行政職9級以上(部長級以上)	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	(支給しない)
配偶者が不在場合の扶養親族1人の手当額	子	11,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	子以外	11,000円	●9,000円	●9,000円	6,500円	6,500円

(表中の●印部分が経過措置額、下線部が見直し完成後の額となる)

【報告】(主要事項のみ)

- ① 通勤手当：交通用具使用は、昨今のガソリン価格の動向等を考慮し、改定の必要性の検討が適当。
交通機関等利用は、職員の遠距離通勤の実態や他県の状況等を踏まえ必要な検討が適当。
- ② 両立支援の推進：介護休暇の分割、介護時間の新設等の育児・介護に関する国の法令改正の動向を踏まえ、適切に対応。休暇制度の拡充や職場の支援体制の構築について検討が必要。
- ③ 長時間勤務の解消：業務等に応じた適切な人員体制の確立とともに、勤務実態を的確に把握しながら、超過勤務の縮減・年次休暇の計画的取得促進の取組みを進める必要。

勧告から確定闘争に向けた課題はここ!!

◎月例給・一時金の改定は確実な実施を、勤務意欲の課題まだまだ残る

3年連続のプラス改定となるが、昨今の県財政事情から凍結・値切りと言ったことが無いよう、確実な実施を求めていく。若年層に重点配分した結果、高齢層の改定は僅かで、現給保障対象者にはまったく恩恵がない。勤務意欲維持のための方策を引き続き求めていかなければならない。

◎「扶養手当の見直し」は問題だらけ！実施阻止を！

人事委員会は、国より1年長い経過期間を設けつつも、配偶者を扶養親族とする割合が減少傾向にあること、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化が認められるとし、勧告に踏み切った。

しかし、本年の委員会調査では、民間事業所の7割超が見直予定がないとし、民間実態に基づかず、国勧告に追随したものと断ぜざるを得ない。

岩手県の実態として、配偶者を扶養する職員が手当受給者の50.7%と相当数に上り影響は非常に大きい。さらに親の介護など事情により配偶者を扶養としている世帯でもマイナスとなり、手当が必要な家庭ほど厳しく、問題だらけの勧告だ。確定闘争では実施阻止を求めて取組みを進めて行く。

◎「通勤手当の改善」「子育て支援のための休暇制度の拡充」は当局交渉で前進を！

人事委員会は任命権者に対し、職員の通勤実態や他県の動向を踏まえ、交通機関等利用の通勤手当と併せ、ガソリン価格の動向をもとに交通用具利用の通勤手当の検討を求めた。確定闘争では、負担解消のための手当改善と併せ、ガソリン価格を理由とした手当改悪をさせない取組みが重要となる。

子育て支援のための休暇制度についても、検討を求めているため、当局に拡充を強く求める。